

# 適用開始から3年の活用状況と今後の課題

## 借手の事業をみた融資等が 組織的な取組みとして行われることが重要

金融庁 監督局  
監督調査室長 川上 敏寛

2014年2月に「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)の適用が開始されてから3年が経過した。金融庁では担保・保証に過度に依存しない融資等を促す一環として、ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着に向けたさまざまな取組みを進めてきた。本稿では、ガイドラインの活用状況と今後取り組むべき課題について述べていく。

### 融資慣行としての

### 浸透・定着の取組みを実施

ガイドラインは、経営者本人による個人保証(以下、「経営者保証」)が、経営者による思いついた事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企

業の活力を阻害する面があるといった声を受け、13年12月、日本商工会議所と全国銀行協会を事務局とする研究会において、民間の自主的自律的な準則としてとりまとめられたものである。14年2月にガイドラインの適用が開始されたことを受け、金融庁としても、ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着に

向けた種々の取組みを行ってきた。14年2月には、監督指針等を改正し、ガイドラインに基づく対応を適切に行うための必要な態勢整備等を金融機関に求めている。また、年末・年度末における中小企業等の金融円滑化に向けた金融機関への要請においても、顧客に対するガイドラインの積極的な周知やさらなる

活用を金融機関に求めている。さらに、14年6月には、金融機関等により広く実践されることが望ましいガイドラインの取組み事例をとりまとめた参考事例集を公表し、その後数回にわたる事例の追加を行ってきた。そのほか、事業者向けパンフレットの作成や政府広報の活用、地方業務説明会などを通じて、事業者へのガイドラインの周知にも取り組んできている。

**経営者保証に依存しない  
融資件数の割合は14%**

**(1)ガイドラインの活用実績**

金融庁では、民間金融機関によるガイドラインの活用実績を半期ごとに集計し、公表している。直近の半期（16年4月から9月まで）の集計結果をみると、新規融資件数全体に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合は14%となっており、その前の半期の割合（12%）に比べて2%<sup>※</sup>の増加となっている。

この割合については、今後も引き続きその推移を注視していきたい。

**(2)組織的な取組み事例**

金融機関から直近の半期の実績の報告を受けた際、新規融資件数全体に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合が比較的高い金融機関を中心に、どのような取組みを行っているかについて確認したところ、一部の金融機関において、ガイドラインの活用促進に向けた組織的な取組みを行っている事例がみられた。以下、こうした取組み

の一部を紹介する。

①個人保証からの回収に至るケースが少ないことをふまえ、経営トップが無保証融資を積極的に推進する方針を明確に示している。

②個人保証徴求時に本部がその妥当性を再検証するなど、本部のイニシアティブを強化している。

③根保証契約に依存せず、融資時に個別に個人保証の必要性を検討している。

④担保により保全が充足している先からは個人保証をとらないことを行内規程に明記している。

⑤ガイドラインの要件を硬直的・形式的に運用せず、ガイドラインの要件を満たさない場合でも、企業の成長可能性や事業性等を勘案して柔軟に対応している。

⑥一定の財務基盤を有する先を本部がリストアップし、営業店に還元することにより、個人保証の解除を積極的に推進してい

る。

こうした取組み事例は、他の金融機関においてガイドラインの活用促進に向けた方策を検討していくうえで、大いに参考になると思われる。

**当局、金融機関、事業者に求められる今後の課題**

こうしたガイドラインの活用促進に向けたこれまでの取組みや活用状況をふまえて、以下では今後の課題について述べていきたい。

**(1)ガイドラインのさらなる周知**

金融庁では、先述のとおり、金融機関に対して、顧客に対するガイドラインの積極的な周知を求めるとともに、事業者へのガイドラインの周知に向けた取組みも進めてきた。しかしながら、金融庁が15事務年度に中堅・中小企業を中心に実施した企業ヒアリングによれば、約半数の企業がガイドラインについて「知らなかった」「説明がなか

った」と回答している。また、同じく金融庁が同事務年度に小規模企業を対象に実施したアンケート調査でも、約7割の企業がガイドラインについて「知らない」と回答しており、「知っている」と回答した企業のなかでも、約3割の企業が「説明がなかった」と回答している。

こうした調査結果をふまえれば、事業者におけるガイドラインの認知は必ずしも十分とはいえず、事業者へのガイドラインのさらなる周知徹底に向け、引き続き取り組んでいきたい。

**(2)個別金融機関による開示の促進**

金融機関が顧客本位の取組みについて十分な情報提供を行うことは、顧客が自らのニーズや課題解決に役立てられる金融機関を主体的に選択することを可能とし、ひいては良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争の実現につながる。こうした観点から、ガイドライン

の活用状況についても、個別金融機関が積極的に開示していくことが重要であり、16事務年度の金融行政方針においてその旨を記載するとともに、16年9月に公表した「金融仲介機能のベンチマーク」においても、ガイドラインの活用先数および全与信先数に占める割合が選択ベンチマークの項目として盛り込まれている。

他方、個別金融機関による開示の状況については、創意工夫ある開示がみられる状況には至っておらず、必ずしも十分な開示が行われていない業態もあることから、今後引き続き個別金融機関の開示を促していきたい。  
**(3)事業者側の対応**

ガイドラインの活用促進に向けては、事業者側の対応を変えていくことも重要である。

中小企業のなかには、法人と経営者の関係の明確な区分・分離、債権者への適時適切な情報開示といったガイドラインの要

件を満たしていない者も多く、こうした要件の充足に向けた事業者側の一層の取組みが求められる。

中小企業基盤整備機構が15年度に事業者に対して実施したアンケート調査によれば、経営者保証を解除したいと考えている事業者の約8割が、金融機関に解除の申し出・相談を行っておらず、その理由として「従来の融資償行どおりに金融機関側からすでに経営者による保証を求められている」「心理的に金融機関に申し出または相談しにくい」といった回答が多い結果となっている。また、経営者保証を解除する意向がない事業者にその理由を聞いたところ、「経営者として、個人保証をすることは当然のことと考えている」「金融機関との関係を悪化させたくない」「会社が債務を返済できず、経営者が保証債務を履行するような事態を想定していない」といった回答が多くなっ

ている。

こうした結果をみると、金融機関側において、顧客がガイドラインの活用について相談しやすい環境を整備する必要があることはもちろんのこと、事業者側においても、経営者保証を提示することが当たり前といった意識を変えていく必要があると考

#### 進 (4)債務整理局面における活用促進

金融庁では、参考事例集において、債務整理時におけるさまざまなガイドラインの活用事例を紹介しており、地域経済活性化支援機構（REVIC）においても、経営者保証が付された貸付債権等を買取り、経営者の保証債務をガイドラインに沿って整理する特定支援業務の活用を進めているなど、債務整理局面におけるガイドラインの活用を促してきている。

また、債務整理の対象となる債権に信用保証協会の求償権が

含まれる場合で、地方自治体が損失補償を行い、回収給付金を受領する権利を規定している場合、当該求償権の放棄にあたって地方議会の承認が必要となることが、債務整理の障害となっているケースもみられる。このため、関係省庁で連携を図りつつ、全国の地方自治体に対し、地方自治体の長の裁量で求償権放棄が可能となる条例の整備を要請している。

他方、民間金融機関がメイン行としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数については、直近の半期（16年4月から9月まで）の集計結果では、87件にとどまっている。

今後、債務整理局面においてガイドラインをより適用しやすい環境の整備に向け、Q&Aの見直し等を含め検討していきたい。

#### (5)事業承継時における活用促進

経営者保証が円滑な事業承継を阻害するおそれがあることは、

これまでも繰り返し指摘されてきた。このため、ガイドラインにおいても、事業承継時の対応について特段の記載が設けられており、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえで、保証契約の必要性等をあらためて検討するとともに、前経営者との保証契約の解除についても、前経営者の経営支配の状況、法人の借入返済能力等を勘案のうえ、適切に判断することとされている。

金融庁としても、事業承継の際に前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかったような事例を参考事例集に複数掲載し、金融機関等との共有を図ってきたところであるが、引き続き、事業承継時におけるガイドラインの活用を促していきたい。

#### (6) その他の課題

前記の課題のほか、金融機関の取組み事例をみていくことで、

ガイドラインの活用促進に向けたヒントが浮かび上がってくる。

たとえば、ある金融機関では、根保証契約に依存しないことで、ガイドラインの活用促進につなげているが、他の金融機関においても、根保証契約への過度な依存から脱却することで、個々の融資の際の個人保証の必要性の検討がより一層的確に行われるようになる可能性も考えられる。

また、担保により保全が充足している先からは個人保証をとらないことを徹底することで、ガイドラインの活用促進につなげている金融機関も存在するが、ガイドラインでは、経営者等から十分な物的担保の提供があることが要件の一つに掲げられており、担保で十分に保全されている先については、さらに個人保証を外していく余地があると考えられる。

これらの点も含め、引き続き、実態の把握と課題の抽出に取り

組んでいきたい。

\* \* \*

ガイドラインの活用を促進する目的は、たんに無保証融資の件数を積み上げることではなく、金融機関がこれまでの融資姿勢を改め、担保・保証に過度に依存せず、目利き力を発揮して借手の事業をみた融資等が組織的な取組みとして行われるようにすることである。今後とも、金融機関との対話を通じ、事業者側の声にも耳を傾けつつ、ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着を促し、ひいては担保・保証に過度に依存しない融資等がより一層進んでいくよう、取り組んでいきたい。

かわかみ としひろ

95年4月通商産業省（現経済産業省）入省。同省知的財産政策室長等を経て、14年7月から現職。